



## 市税などの納期限内納付のお願いと延滞金の割合改正について

問い合わせ 税務課 (市税・国民健康保険税) ☎0537⑧1114  
 国保健康課 (後期高齢者医療保険料) ☎0537⑧1171  
 高齢者支援課 (介護保険料) ☎0537⑧1118

### 延滞金の改正内容

|                  | 現 行   |      |
|------------------|-------|------|
|                  | 本 則   | 特 例  |
| 延滞金              | 14.6% | —    |
| 納期限後<br>1カ月以内など* | 7.3%  | 4.3% |
| 還付加算金            | 7.3%  | 4.3% |

○特例…割合は当分の間、特例を適用するものとし、「基準割引率+4.0%」

※市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は1カ月以内、介護保険料は3カ月以内

### 改 正

(平成26年1月1日以降)

| 改 正 後 |             |      |
|-------|-------------|------|
| 本 則   | 特例の見直し      | 参 考  |
| 14.6% | 特例基準割合+7.3% | 9.3% |
| 7.3%  | 特例基準割合+1.0% | 3.0% |
| 7.3%  | 特例基準割合      | 2.0% |

○特例の見直し…割合は当分の間、特例を適用するものとし、「特例基準割合にそれぞれの率を加算」

○特例基準割合…財務大臣が告示する割合(国内銀行の貸出約定平均金利の前々年の10月～前年の9月の平均に1.0%を加算した割合)。

○参考…貸出約定平均金利の年平均が1.0%(特例基準割合が2.0%)とした場合の延滞金

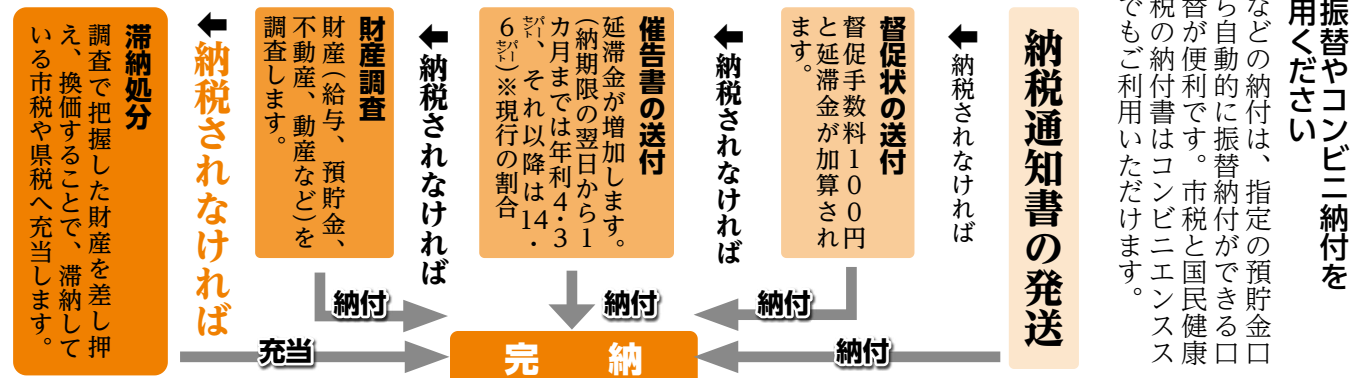
**市税などの納期内納付を**  
 市に納めていただく税金など(市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)には、それぞれ納期限があり、この納期限を過ぎると延滞金が発生します。  
 延滞金は、納期限から、納めた日までの期間によって、本税(料)の額を基に割合を乗じて計算します。(延滞金が千円未満は全額切り捨て、千円以上は100円未満を切り捨てます)  
 また、納期限を過ぎると20日以内に市から督促状が發送されます。特に口座振替

替の場合には「引き落とされているはずなのに、なぜ督促状が送られてくるの?」と思われる人も多いのではないのでしょうか。  
 必ず納期限を確認のうえ、口座振替の場合は、引き落とし日の2〜3日前には残高の確認をお願いいたします。現金で納める場合も、必ず納期限内に納めてください。  
 延滞金の支払いや、督促状の發送事務は、皆さんや市にとって余分な支払い(経費)となりますので、必ず納期限内に納めまじょう。

**平成26年1月から延滞金割合が改正されます**  
 延滞金の割合については、平成25年度税制改正により、現行では14.6%の延滞金の割合に特例を創設するなど、国税の割合の見直しに合わせ、市でも平成26年1月1日以後の延滞金の割合を次の表のとおり改正されます。  
 ※本年4月から7月に送付した、税額決定通知書や納付書裏面の「延滞金説明欄」には現行の割合で記載されています。平成26年1月1日以降は改正後の割合となります。

## 11月・12月は市税の滞納整理強化月間です

市税は、教育・福祉・防災・社会資本整備など私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。市では税の公平性の観点から、市税の適正な徴収に努めています。



※事業不振、生活困窮などで納税が困難な状況にある人、納付期限内に納めることが困難な人は、早めにご相談ください。日頃、忙しくて来庁できない人のために、毎週火曜日(祝祭日、閉庁日を除く)、午後8時まで窓口業務を行っていますのでご利用ください。【問い合わせ】 税務課収納推進室 ☎0537⑧1174